

# 東京都成年後見活用あんしん生活創造事業実施要綱

平成17年3月31日付16福保総改第 117号  
平成18年6月30日付18福保生地第 446号  
平成22年3月24日付21福保生地第1589号  
平成24年3月30日付23福保生地第1568号  
平成25年3月21日付24福保生地第1498号  
平成26年3月17日付25福保生地第1279号  
令和2年3月12日付31福保生地第1857号  
令和5年2月7日付4福保生地第1620号  
令和5年6月27日付5福保生地第564号

## 1 事業の目的

東京都成年後見活用あんしん生活創造事業は、区市町村における成年後見制度の利用を促進するための体制整備及び事業の実施を支援することにより、認知症高齢者、知的障害者等が判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合に、地域で安心して生活を継続できるよう、成年後見制度の積極的な活用を図ることを目的とする。

## 2 実施主体

本事業の実施主体は、区市町村及び東京都とする。ただし、区市町村は、事業の運営を適切な団体等に委託又は助成して実施することができるものとする。

また、東京都は、3(2)の事業の一部について、適切な団体に委託して実施することができるものとする。

## 3 事業の内容

本事業の種類及び内容は、次のとおりとする。

### (1) 区市町村を実施主体とする事業

#### ア 成年後見制度推進機関の設置・運営

成年後見制度推進機関（以下「推進機関」という。）を設置し、必須事業として、下記の(ア)から(ウ)までの事業を実施するものとする。

#### (ア) 成年後見人等の支援

成年後見人、保佐人、補助人及び任意後見人（以下「成年後見人等」という。）による後見事務の円滑な実施を支援するため、推進機関において、成年後見人等のための実務研修、成年後見人連絡会等を開催する。

#### (イ) 地域ネットワークの活用

成年後見に関するニーズの把握及び成年後見人等による後見事務の円滑化を図るため、推進機関において、地域の介護支援専門員、ホームヘルパー、かかりつけ医等との連絡会等を開催する。

(ウ) 運営委員会の設置

第三者の立場から推進機関の運営方針等について指導・助言を行うための運営委員会を設置する。

イ 区市町村基本計画策定及び進行管理

成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定及び進行管理を行う。

ウ その他独自の取組

ア又はイに掲げるもののほか、地域の特性を踏まえ、成年後見制度の普及・促進に向けて、独自の取組を実施することができる。

(2) 東京都を実施主体とする事業

ア 成年後見制度の普及・啓発

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進するとともに、区市町村及び関係機関による成年後見制度の普及・啓発を図るため、成年後見地域連携ネットワーク協議会及び区市町村成年後見制度推進機関連絡会議の開催等を行う。

イ 成年後見事務に関する相談業務

(ア) 区市町村、推進機関等からの成年後見事務に関する相談業務を行う。

(イ) 推進機関未設置町村に対し、事業説明会、訪問及び相談業務を行う。

ウ 成年後見実務に関する研修等

区市町村、推進機関等を対象として、成年後見実務に関する研修等を実施する。

エ 成年後見人等候補者養成の支援

区市町村及び推進機関による成年後見人等候補者養成の円滑な実施を図るため、必要な支援を行うとともに、町村の住民等を対象とした後見人等候補者養成研修を実施する。

オ 法人後見の担い手の育成

推進機関による後見活動を推進するとともに、推進機関以外の法人を含め幅広く法人後見の担い手を育成するため、法人後見実施団体養成研修を実施する。

4 関係機関等との連絡・調整

実施主体及び事業の運営について委託又は助成を受けた団体は、本事業の実施に当たっては、必要に応じ、次に掲げる機関、団体、専門職等と連携・調整を行い、円滑な事業の運営を図る。

(1) 地域包括支援センター、在宅介護支援センター、障害者地域自立生活支援センター、子供家庭支援センター、区市町村社会福祉協議会、福祉公社、特定非営利活動法人、消費者センター、医療機関、福祉サービス提供事業者、居宅介護支援事業者等地域の関係機関及びその他関係団体

(2) 社会福祉士、司法書士、弁護士その他専門職団体

(3) 保健所、福祉事務所等区市町村の関係部署

(4) 民生委員・児童委員

## 5 事業の検証

本事業の実施に当たっては、各区市町村における地域の特性を踏まえた成年後見制度の普及、促進に向けた取組の状況に配慮するとともに、介護保険制度及び障害者福祉制度の動向等を踏まえ、毎年度、その効果について、必要な検証を行うこととする。

## 6 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、福祉局長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。